

表32 疲労判定のための機能測定法（野村）

検査項目		方法、器械その他
生理学的方法	筋力、筋活動 反射閾値 大脳皮質の活動電位 呼吸循環機能 認知閾値	筋電計(EMG)、筋力計、エルゴグラフ 膝蓋腱反射閾値測定装置(PSR) 脳波計(EEG) シュナイダーテスト、心電計(ECG) オージオメーター、近点距離計、タキストスコープ フリッカーメータ(セクター式、点滅式)
	ちらつき(フリッカーベルト)	フリッカーメータ(セクター式、点滅式)
	弁別閾値 皮膚(電位)抵抗 動作分析	Ebbinghaus触覚計(触二点弁別) (オシログラフなど皮膚電気反射GSR) ストロボ、サイクルグラフ、重ね写真法など ポリグラフ(眼球運動測定など)
	行動記録 連続反応時間 精神作業 メンタルブロッキング 集中維持機能	電子カウンターなど(光、色刺激など) 内田・クレベリン計算テストなど 連続色名呼称など 標的・照準装置・記録計
生化学的方法	血色素濃度 血液水分または血清タンパク 凝血時間	光度計(シアンメトヘモグロビン法) 血清屈折率計 ストンベラストグラフ
	血液、尿電解質 尿タンパクまたは尿膠質の排泄量 副腎皮質機能	特にNa, K, Clその相対変動 尿タンパク沈殿 ドナシオ・佐藤法、竹屋氏法など 17-OHCS、ウロペプシン測定など

表33 「自覚症状調べ」(日本産業衛生学会・産業疲労研究所)

自覚症状しらべ		
No. _____	なまえ _____	年 _____ 月 _____ 日 午前 _____ 時 _____ 分頃記入 今日の勤務 _____
いまのあなたの状態について、おききします。		
つぎのようなことが「あつたら○」のいずれかを、□のなかに必ずつけて下さい。 ない場合には×		
A	B	C
1 頭がおもい	11 考えがまとまらない	21 頭がいたい
2 全身がだるい	12 話をするのがいやになる	22 肩がこる
3 足がだるい	13 いらいらする	23 腰がいたい
4 あくびがでる	14 気がちる	24 いき苦しい
5 頭がぼんやりする	15 物事に熱心になれない	25 口がかわく
6 ねむい	16 ちょっとしたことが思い出せない	26 声がかされる
7 目がつかれる	17 することに間違いが多くなる	27 めまいがする
8 動作がぎこちない	18 物事が気にかかる	28 まぶたや筋肉がピクピクする
9 足もとがたよりない	19 きちんとしていられない	29 手足がふるえる
10 横になりたい	20 根気がなくなる	30 気分がわるい
(注) Aは「ねむけどだるさ」 Bは「注意集中の困難」 Cは「局在した身体違和感」の成分での仕分け		

表34 産業医の職務一覧(作業管理)

	個別の機能	管理的機能	組織的機能
(1)有害作業の管理	* ①作業方法の分析と有害性に係る検討 * ②有害作業の点検ならびにこれに関する指導 * ③職場の作業管理状況の点検ならびにこれに対する指導	* ①作業方法の評価 ②作業指針、作業標準作成に対する助言 ③有害作業の管理計画作成に対する助言・勧告	①有害作業管理計画の策定への助言・勧告
(2)保護具等の管理	* ①労働衛生保護具、ポータブルモニター等の整備管理計画の作成に関する助言・勧告 * ②保護具等の使用状況の点検に対する指導・助言 ③保護具等の選定に関する助言	* ①労働衛生保護具、ポータブルモニター等の整備管理計画の作成に関する助言・勧告 * ②保護具等点検結果、同使用状況点検結果の評価 * ③上記②に基づく改善の提言	①労働衛生保護具等使用作業の改善計画策定に関する助言・勧告
(3)作業条件の管理	①作業分析(タイムスタディ、動作研究、作業強度、作業姿勢など)の実施に対する指導・助言 ②職場の作業方法改善に対する助言	* ①作業分析結果の評価に関する助言 * ②作業方法の労働生理学的、人間工学的、産業心理学的な検討の支援とその改善についての助言	①作業条件の管理計画策定への助言・勧告 ②作業方法、作業時間等の改善計画策定に対する助言・勧告
(4)労働条件の管理	* ①労働条件(労働時間、休憩、交替制など)の調査に対する指導・助言 * ②疲労、ストレス等の調査の実施ならびにこれらに対する指導・助言 * ③労働条件改善に対する助言	* ①労働条件、疲労、ストレス等の調査計画作成に関する助言 * ②労働条件、疲労、ストレス等の調査結果の評価またはこれに関する助言 * ③労働条件改善に関する提言	①労働条件の管理計画の策定に対する助言・勧告 ②ストレス管理計画策定に対する助言・勧告
(5)作業条件の至適化	①至適作業条件の調査 ②対象作業の分析、検討に関する指導 ③至適化状況の点検、ならびにこれに関する指導・助言	* ①至適作業条件に関する提言 ②作業方法至適化計画作成に対する助言 ③作業調査結果の評価 ④上記③に基づく改善の提言	①作業再編計画等の策定に関する助言

個別の機能……産業医個々の機能を意味するが、ここに分類される職務は、産業医が個別に、おおむね自己完結的に処理する職務である。

管理的機能……労働衛生を管理する機能を意味するが、ここに分類される職務は、労働衛生担当部門の管理業務推進に関係深い職務である。

組織的機能……事業場組織の運営に関する機能を意味するが、ここに分類される職務は、事業場の運営に密接に関わる職務である。

おわりに

以上作業管理の実際について述べたが、これらを産業医の職務としてまとめると、表34のようになる。

対象とする事業場の衛生管理の進度によって、「健康障害の予防」の段階から「労働と健康の調

和」の段階へ、姿勢・作業方法・保護具など個別の問題から作業時間・交替制・職務設計など全体の問題へ、と順を追って作業管理を進めて行くことが望まれる。

庄司栄徳

(しょうじ よしのり・労働福祉事業団千葉産業保健

推進センター顧問)

第32回産業医学講習会講義集
産業医学ジャーナル2000年増刊号

2000/11/20
(財)産業医学振興財团

3000,-